

# 用地補償総合技術業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

(R2.3.31改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">用地補償総合技術業務共通仕様書（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省〇〇地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交渉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>四 「総括調査員」とは、本業務の統括業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議のうち、契約変更に係る指示及び承諾等の重要なものの処理並びに重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）への報告を行い、主任調査員及び調査員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>五 「主任調査員」とは、本業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査への指示を行う者をいう。</p> <p>六 「調査員」とは、本業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員及び主任調査員への報告を行う者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">用地補償総合技術業務共通仕様書（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省〇〇地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交渉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>三 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>四 「総括調査員」とは、本業務の統括業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議のうち、契約変更に係る指示及び承諾等の重要なものの処理並びに重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）への報告を行い、主任調査員及び調査員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>五 「主任調査員」とは、本業務を担当し、主に主任担当者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものを除く。）、総括調査員への報告及び調査への指示を行う者をいう。</p> <p>六 「調査員」とは、本業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員及び主任調査員への報告を行う者をいう。</p>

## 新

- 七 「検査職員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、[契約書第33条第2項](#)の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 九 「担当技術者」及び「業務従事者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第6条及び第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「契約書」とは、「発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号）」別冊発注者支援業務等委託契約書をいう。
- 十一 「仕様書等」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十二 「共通仕様書」とは、本業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 十三 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、本業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 十八 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 十九 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、本業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十一 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十三 「検査」とは、[契約書第33条第2項](#)に基づき、検査職員が本業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明及び確認を得ること、土地の評価（残地補償を含む。）の方法の説明、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、補償金に関する税制の説明、補償契約書案の説明及び契約の承諾、並びに権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行うことをいう。
- 二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第38条において公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。）。

## 旧

- 七 「検査職員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、[契約書第32条第2項](#)の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 九 「担当技術者」及び「業務従事者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第6条及び第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「契約書」とは、「発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号）」別冊発注者支援業務等委託契約書をいう。
- 十一 「仕様書等」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十二 「共通仕様書」とは、本業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 十三 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、本業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 十八 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 十九 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、本業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十一 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十三 「検査」とは、[契約書第32条第2項](#)に基づき、検査職員が本業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明及び確認を得ること、土地の評価（残地補償を含む。）の方法の説明、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、補償金に関する税制の説明、補償契約書案の説明及び契約の承諾、並びに権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行うことをいう。
- 二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第38条において公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。）。

新	旧
<p>(成果物)</p> <p>第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。</p> <p>一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>二 目次及び頁を付す。</p> <p>2 受注者は、契約書及び仕様書等に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は履行期間中においても、成果物の引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 共通仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一 用地補償総合技術業務協議書（様式第1-1号及び様式第1-2号）</p> <p>二 用地補償総合技術業務日報（様式第5号）</p> <p>三 補償金明細表（様式第6号）</p> <p>四 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し</p> <p>五 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し</p> <p>六 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し</p> <p>七 公共用地交渉記録簿（様式第7号）</p> <p>八 移転履行状況等確認報告書（様式第8号）</p> <p>九 権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書（様式第9号）</p> <p>十 その他調査職員が指示したもの</p>	<p>(成果物)</p> <p>第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。</p> <p>一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>二 目次及び頁を付す。</p> <p>2 受注者は、契約書及び仕様書等に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は履行期間中においても、成果物の引き渡しを行うものとする。</p> <p>3 共通仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一 用地補償総合技術業務協議書（様式第1-1号及び様式第1-2号）</p> <p>二 用地補償総合技術業務日報（様式第5号）</p> <p>三 補償金明細表（様式第6号）</p> <p>四 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し</p> <p>五 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し</p> <p>六 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し</p> <p>七 公共用地交渉記録簿（様式第7号）</p> <p>八 移転履行状況等確認報告書（様式第8号）</p> <p>九 権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書（様式第9号）</p> <p>十 その他調査職員が指示したもの</p>
<p>(検査)</p> <p>第23条 受注者は、検査職員が本業務の完了検査（一部完了検査を含む。）を行うときは、主任担当者を立ち会わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>	<p>(検査)</p> <p>第23条 受注者は、検査職員が本業務の完了検査（一部完了検査を含む。）を行うときは、主任担当者を立ち会わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>
<p>(修補)</p> <p>第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<a href="#">契約書第33条第2項</a>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>(修補)</p> <p>第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<a href="#">契約書第32条第2項</a>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>
<p>(条件変更等)</p> <p>第25条 契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、<a href="#">契約書第31条第1項</a>に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 調査職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>	<p>(条件変更等)</p> <p>第25条 契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、<a href="#">契約書第30条第1項</a>に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 調査職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>